

函館市事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月22日

函館市長 大 泉 潤

#### 函館市規則第16号

函館市事務分掌規則の一部を改正する規則

函館市事務分掌規則（平成5年函館市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項子ども未来部の項中「次世代育成課」を「子ども健やか育成課  
子ども見守り・相談課」に改める。

第2条第1項環境部の項中「環境総務課 庶務係」を「環境総務課 庶務係  
環境政策課」に改める。

第3条企画部企画管理課の項中第10号を第13号とし、第5号から第9号までを3号ずつ繰り下げ、第4号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 包括連携協定に関すること。

第3条企画部企画管理課の項中第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 看護系大学等の設置の検討に関すること。

第3条企画部企画管理課の項第2号中「定住者誘致」を「移住者および定住者誘致」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 人口減少対策本部に関すること。

第3条保健福祉部管理課の項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 日本赤十字社に関すること。

第3条保健福祉部亀田福祉課の項中第11号を第12号とし、第4号

から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 日本赤十字社に関すること。

第3条子ども未来部次世代育成課の項を次のように改める。

子ども健やか育成課

- (1) 次世代育成支援に関すること。
- (2) 児童館に関すること。
- (3) 母と子の家および生活館に関すること。
- (4) 桔梗福祉交流センターに関すること。
- (5) 放課後子ども教室推進事業に関すること。
- (6) 放課後児童健全育成事業に関すること。
- (7) 青少年活動の推進に関すること。
- (8) 青少年補導センターに関すること。
- (9) その他子どもの健全育成に関すること。

第3条子ども未来部子ども健やか育成課の項の次に次のように加える。

子ども見守り・相談課

- (1) 要保護児童対策に関すること。

第3条環境部環境総務課の項第2号から第4号までを削り、同項の次に次のように加える。

環境政策課

- (1) 環境保全に係る企画および総合調整に関すること。
- (2) 地球温暖化対策に関すること。
- (3) 再生可能エネルギーの普及促進に関すること。
- (4) 環境啓発の推進等に関すること。
- (5) 環境審議会に関すること。

第3条環境部環境推進課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第3条土木部公園河川管理課の項第12号を削る。

第3条土木部公園河川整備課の項第1号中「および河川事業（市が管理する河川に係るものに限る。）」を「、河川事業、急傾斜地事業および海岸保全事業」に改める。

第4条中第6項を第7項とし，第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ，第2項の次に次の1項を加える。

3 総務部に危機管理監を置く。

第5条中第6項を第7項とし，第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げ，第1項の次に次の1項を加える。

2 危機管理監は，上司の命を受けて災害対策その他の危機管理に係る事務を掌理し，その事務に従事する職員を指揮監督する。

附 則

この規則は，令和6年4月1日から施行する。